

(別紙3)

役員等名簿 (公表用)

令和6年6月18日時点

法人名	社会福祉法人 倫
-----	----------

役職名	氏名
理事	小田和博
理事	古川誠
理事	神中始
理事	村主武彦
理事	四通田 仁
理事	山口敏則

役職名	氏名
監事	梶川正治
監事	竹中常雄

役職名	氏名
評議員	山田正史
評議員	北林光昭
評議員	大田 洵
評議員	中野幸子
評議員	村上義則
評議員	矢藤道範
評議員	下原康充

社会福祉法人 倫 報酬規定

役員等の報酬総額について

評議員会出席報酬

評議員総数	7名
1回の報酬額	3,000円
評議員会開催総数	4回
総支払額	84,000円

理事会出席報酬

理事総数	6名
1回の報酬額	3,000円
理事会開催総数	6回
総支払額	90,000円

施設の職員を兼務する役員はこの規定を適用しない
(社会福祉法人倫役員および評議員報酬規定第6条)

監事出席報酬

監事総数	2名
1回の報酬額	3,000円
理事会等開催総数	6回
総支払額	36,000円

役員報酬総額	210,000円
--------	----------

社会福祉法人 倫 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 倫の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表社会福祉法人倫報酬規定により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表社会福祉法人倫報酬規定により報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表社会福祉法人倫報酬規定により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、報酬を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第7条 本規定を改正する場合は理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名称	報酬	実費弁償費	備考
理事長業務報酬等（日額）	0円	0円	
常務理事業務報酬等（月額）	0円	0円	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等（日額）	3000円	0円	
監事監査指導報酬等（日額）	3000円	0円	